

申告期間は 2/17(月) ▶ 3/16(月) 税の申告はお早めに

税金は、福祉や防災などの行政サービスを行うための重要な財源です。

そのうち住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、令和2年1月1日現在、区内在住の方を対象に、同元年(平成31年)中の所得に対して、同2年度に課税します。申告書は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

住民税(特別区民税・都民税)の申告は区役所3階1番窓口へ

課税係/3階 ☎(3228)8913 FAX(3228)8747

申告が必要と思われる方へ、「令和2年度特別区民税・都民税(住民税)申告書」を2月5日に郵送しました。同封の「申告の手引き」を参考に必要書類を用意し、申告書を作成して、郵送または直接、課税係へ提出してください。

申告書の書き方や必要書類が分からない方は、同係へ問い合わせを。

☆昨年中に転入した方には、申告書を郵送していません。必要な方は、下記の配布場所で受け取りを。区HPからもダウンロードできます

住民税申告書の配布場所
区民活動センター
区役所3階1番課税係窓口

受付日時
2月17日(月)～3月16日(月)
午前8時30分～午後5時 ☆平日のみ

令和2年度からの住民税の主な変更点

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄付)の見直し

令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る特例控除額の対象は、定められた基準に適合する総務大臣指定の市区町村等への寄付金に限定されました。☆令和元年5月31日までは、従来どおり全ての市区町村等への寄付金がふるさと納税特例控除額の対象となります

住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長

消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日～同2年12月31日に入居した場合の控除期間を3年間延長して13年間としました。

ぜひご利用を

「中野区特別区民税・都民税
税額シミュレーションシステム」

特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができるサイトです。区HPで検索するか、右記の二次元コードからアクセスを。



こんな場合はどうするの? ～税の申告Q&A～



Q1 昨年複数の会社で働いていました。どのように申告すればよいですか

A1 全ての勤務先から「給与所得の源泉徴収票」を発行してもらい、所得税の確定申告をしてください。所得税の還付を受けられる場合があります。

Q2 公的年金収入以外に、その他の所得がありました。申告は必要ですか

A2 公的年金収入が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下の場合は、区役所へ住民税の申告が必要です。所得税の還付がある場合は税務署で申告してください。

Q3 収入がなくても申告は必要ですか

A3 収入がない方も、住民税申告書の裏面の連絡書欄に記入して区役所へ提出してください。申告書の提出がないと、税証明書を発行できないことや、国民健康保険料などが高くなる場合があります。

所得税などの申告は税務署へ

中野税務署 ☎(3387)8111(代) ☆自動音声案内
中野税務署内に申告書作成・相談会場はありません。確定申告書の作成は、国税庁HP内「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。なお、相談等がある場合には、次の会場をご利用ください。

申告書作成会場

受付日時 2月17日(月)～3月16日(月)の午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時15分) ☆平日のみ。ただし、2月24日(月・休)、3月1日(日)は開場

会場 ルミネゼロ(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55NEWoMan5階/JR新宿駅新南エリア直結「バスタ新宿」上)

「税理士による無料申告相談」でも申告書を作成できます

受付日時 2月6日(木)・7日(金)の午前9時30分～11時、午後1時～3時

会場 なかのZERO西館(中野2-9-7)

☆混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、配当所得や退職所得がある方、青色申告の方、初めて住宅ローン控除を受ける方、贈与税申告の方及び相談内容が複雑な方は、申告書作成会場(ルミネゼロ)で相談を

個人事業税の申告は都税事務所へ

新宿都税事務所 ☎(3369)7154

個人で事業を営んでいる方のうち、所得税や住民税の申告をしない方は、前年中の事業の所得などを3月16日(月)までに都税事務所へ申告してください。

申告場所 新宿都税事務所(新宿区西新宿7-5-8)
中野都税事務所(中野4-6-15)

税の申告にも必要なマイナンバー、取り扱いにはご注意ください

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください

情報政策推進係/6階 ☎(3228)8807 FAX(3228)5646
不審な電話や電子メールを受けた場合は、内容により下記へ相談をしてください。

マイナンバー制度全般=マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120(95)0178、**不審な電話などを受けたら**=警察の相談専用電話☎#9110、**事業者をかたりマイナンバーを聞かれたら**=中野区消費生活センター☎(3389)1196、消費者ホットライン☎188

対象の方は確認しましょう

国民健康保険・後期高齢者医療保険の医療費の通知書は医療費控除の明細になります

それぞれの保険に加入している方へ、医療費の総額などを記載した通知書を年1回発行しています。再発行できません。届いたら大切に保管してください。

なお、国民健康保険の令和元年11月以降、後期高齢者医療保険の同年9月以降の医療費などは、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。詳しくは、各係へ問い合わせを。

国民健康保険では

平成30年11月～令和元年10月に健康保険適用の医療を受けた方で、同2年1月31日現在、区内在住の方が対象。2月中旬に郵送予定です。

【問合せ】国保給付係/2階

☎(3228)8954 FAX(3228)5655

後期高齢者医療保険では

対象の方へ、1月下旬に郵送済みです。

【問合せ】後期高齢者医療係/2階

☎(3228)8944 FAX(3228)5661

障害者控除等の対象になるケース

障害者相談係/1階 ☎(3228)8956 FAX(3228)5665

満65歳以上の方は、障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりまたは認知症などの状態により、障害者控除、特別障害者控除の対象となる場合があります。申告には、区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

医療費控除の対象となる在宅サービス費用もあります

医師との適切な連携のもとに行われた居宅介護(身体介護を伴うものに限る)、重度訪問介護等の障害福祉サービスを受けた場合、そのサービスの費用が医療費控除の対象となることがあります。詳しくは、障害者相談係へ問い合わせを。

介護保険で控除の対象になるか確認を

介護保険料は社会保険料控除の対象になります。また、介護サービスを利用している方は、サービスの種類によって利用料の一部が医療費控除の対象になる場合があります。

詳しくは、下記の各係へ問い合わせを。

【問合せ】介護保険料に関すること=介護資格保険料係/2階☎(3228)6537、介護保険サービス利用料に関すること=介護給付係/2階☎(3228)6531 ☆いずれもFAX(3228)8972